国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

賀茂祭　　四月十四日

近衛使　　滋野井左中将　實古

伝奏　　櫛笥中納言殿

奉行　　烏丸左中弁殿

右之通ニ候也

一両年未役交名并御役ニ而漂

烏丸殿へ御承知ニ相成候

ニ付よろしく申上候ニ付相成

ニ候也

一今度御神事ニ付未役之段ニ付衣

所へ申来未役之段御届

申上候ニ付宜敷御取計ニ

未ノ申上候様御座候ニ付宜

存ニ付右之通ニ申上候

よろしく申上候ニ付候

御願も申上候ニ付御座候

存候

一未役御用之儀ニ付

出来候也

近衛使　　滋野井殿

伝奏　　櫛笥殿

奉行　　烏丸殿

両年ニ賀茂祭未役候

ニ付御届申上候也

右之通ニ候也

六月朔日 土 晴
水口藩 加藤遠江守
同 家来 加藤内蔵助
同 家来 加藤左大将
右之者共大将軍
宮参詣ニ付為御礼
登城ニ付 御太刀
馬代 献上之
右之通申上候ニ付
御太刀馬代
御取次衆江相渡候
右之者共 御礼
相済退出之節
御目付衆江
右之通申上候事

六月二日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月三日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月四日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月五日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月六日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月七日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月八日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月九日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十一日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十二日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十三日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十四日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十五日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十六日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十七日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十八日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月十九日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿一日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿二日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿三日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿四日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿五日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿六日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿七日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿八日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月廿九日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

六月晦日 晴
一 右将軍
宣下ニ付
御祝儀
御太刀馬代
献上之
右之通
御取次衆江
申上候事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十六日

一御奏代東園宰相殿大納言殿
より御沙汰ニ付御役所ゟ左
之通申付候ニ付、宅ニ而
御書付遣ス、当御用中ハ禁裏
御賄御勘定ゟ可被
仰付候

御誂物鑑札之儀、近衛殿御附諸役所より
之宅迄為持遣ス、御所ニ而出入
之分ハ年頭御礼中ゟ出入候ニ付
来ル廿日ゟ差出候様
可申明日ゟ御付之者ニ
御役所ニ而申渡候、是迄
之通可相心得候

二月十七日

一之助町奉行より御用ニ付
右御用所ニ而御達し候
右之趣者可承知候、是迄之
出入之者ニ而相成候、以上
御役人方ヘ申来ル

十八日

一堀出羽守 同 武者小路
　　　　　　　　　　　　　坂本
　　　　　　　　　　　　　　秦武房
右御用之儀此十七日之者
勤候ニ付御所向江入被候

一賀茂院御
　参向之
めたり来

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十日
来十四日参宮下路御所
宿割別紙書付被出候ニ付
右両役之儀以書付申上
四月九日　書役家　雅常
中川備前殿江
御役度伺候覧
野之茂之宿之候
本山殿江候
出庭之被遣候
出仕之御之被
太倫候え候

御祭宿割
近衛使　同下部　時卿三位
　　　　　　　　紀伊殿三位三兵衛
内蔵寮　田中陸奥守
山城使　同下部　泉亭三位
撿非違使　同下部　時卿
　　　　　　　　同下門内
御随身　山口右京
舞人陪従　同下部　南里摂政
　　　　　　　　下田左京
　　　　　　　　山口右京之宅
右馬寮　林　河内守
史生衛士　厨　要人
看督長　林　式部
火長　井上備前
童子　井上備後
御随身　同下部　松木参河
　　　　　　　　同下門内

御奉行　同下部　東坊城長
　　　　　　　　同下門内
以上
宣
四月

看督長　林勘之丞
火長　井上鍋前
童子　井上鍋撥
御役所　和田藤太郎
同下部　同下門内

御奉行　東坊城様家来
同下部　同下門内
以上
寅四月
右之通此度相改候付
加判之上右御役順相勤申候
以上書付を以御届申上候
以上

一出火之節　参集之刻限之事
廻状ニ而　申来候儀
御請書
本年四月出火之節参集之義
之儀ニ付上出火之節御場所之名
其外御場所相勤候節
一同之者共相心得罷出候
之者共相勤不都合之義
本年給割年々各体
相勤候得共出火之節
道中ニ而出火仕候節
罷出候ニ付其節相勤
御届之儀宜敷御願申上候
以上
寅四月十日　院雑掌
御雑掌　新等
新等

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十一日
一 西門ニ而今日ゟ出入最ニ山中
男女出入一切御留メ候

十二日
一 当年十二月 御譲位御受禅
御治定ニ付 村井近江守
並ニ下役共不及申
一命ニ掛り可相勤旨申付候
旨申付之通相心得一命
之奉行総尾張中将殿江
近江守差図を請候様
右願ゟ罷出候ニ付
両三日之内罷出候

右総奉行被仰付
一 当年十二月
御譲位 御受禅
御治定ニ付 御先規可被為
有御治定御奉行御用掛
警固之儀
固関解陣 近衛司
三関使 三家使
鋤雨堂儀 御代奉
右奉行被仰付候御随身之筆頭役
中之丞迄上席之者ニ候
遊ニ御事ニ御座候

御構之上ニ而敷候
右
立会之上ニ而 間石合右之面被役人
多分ニ而 御村仲間之人数

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

六月廿四日
一 従六位上　三浦善治
右今日加級家
勅許ニ付為御礼参入

六月廿六日
一 例之通貴賤参詣ニ付御白洲
三宅若狭守近藤豊前守
ゟ被仰渡候ニ付京附
土佐守殿御役所ニ罷出
此段申置候事

六月廿七日
右例之通御白洲御開ニ付
御門々ゟ貴賤群集
諸人御白洲ニ参
参詣致候ニ付[illegible]
しまり申候

一 天明七年ゟ三度目御礼上ル
無之書付[illegible]

六月三日
一 従六位下
右近将曹
右今日叙官位家
勅許ニ付為御礼参入
調子武堅男
秦武重

六月
一 御譲位御受禅ニ付
来ル廿日ゟ[illegible]
御所治定[illegible]

手紙ニ而申来り印形
取かハし候 貴西遠寺
大納言殿より御能院
取次ニ而頼遣ス 日野大納言
今出川隆継
敏宮御方御設 表
御付 人相成り南ニ而旅
御申候 申入候間為伺
之由御承知

十日
一 当年 三之丞 届
母 当年 父右衛門佐死去
之付 加ニ而 母ハ今日届
大将 出候 右ハ故 届
右衛門佐 加届出 母 差出
御承知

一 右近衛少将晴寿
右者 父右衛門佐
父同断之死
服 十日
服 三十日
右者同内服服被相触
候間 内被仰出候
出候ニ付

一 右 父 寛文年中之死之由
三上広 武房

右者 服 届 為相届
御届 申上候
大納言殿 方ニ
承知仕候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一十日・御霊祭ニ付今日ゟ入
御神事
今般与千宮様薨去ニ付
別紙御法事十二日三十日ゟ同廿
朝飯前中務卿より安
御とも御留主申付
白紙ニて相達候ニ付
安倍
讃岐守
七月十九日
土佐河内守
右之者共今日能宮御届
申上候
右之面々右之通申上ル
一前ニ而右之通出勤仕候
同役共へ御届申上
一十一日
右姉服死去ニ付三日之
服九十日之服忌ニ付引籠
右之通申上候尤右届申
上候家ニも所司代へ御届
吉兆
一同日
右之通申上ル
右妹服ニ而死去申上候
一十二日
右姉服三日右之通
服中出勤伺
佐藤右近将監
伴寛
十三日
一右九十日之服忌ニ付
右之段申上候
右ニ付

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十一日
一疱瘡御酒湯中なとにて進
書付鳥尾弁殿へ出ス
右控ハ左ニ書
院御所　御書付添奉
之候趣也　指貫肩衣結構に
来る頃卿雅之使令奉
存候御機嫌相伺候而奉伺
取計恐多奉存候得共
何卒以御憐愍御恵
御儀御沙汰被為在候様
之御所御湯御取繕
奉願候以上

十二月　十二人連名
鳥尾弁殿
　御取次中

右院御湯中ト認
右書付差出候処鳥尾殿
江相尋候処村野稽古
村田利恭相兼申出候處也
右書付同月十二日朝
ニ而鳥尾殿
返被下候稽古之事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

廿四日　御譲位　御受禅
廿五日　尊號　宣下
　開闔解陣
右三ヶ日上下着用之者
下部等ハ唐門内江
出入停止之事
一参役之衆中江
御譲位ニ付御用　参
御奉行より被相触候間
其旨江相心得候様にと
被申渡候事
一廿四日　御譲位節会
相済候迄者南門ニ而前
例之通停止之事
一重軽服僧尼等
御譲位之後三ヶ日
参　内無用　憚
停止之事
一御譲位より廻
仙洞御移徙之
御所江御移徙ニ付
小御所

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十七日　秀品次男

一　山中右門　廿才
　　大江榮全（ミテタケ）

右

今日九條家御家礼之
御猶身ニ御取立ニ而
彼者ニ而右大将殿
非蔵人被仰付候段
御届申出候ニ付　主
内府殿被相成候ニ付
今日三刻ニ而参内申
来り且又ニ而取次ニ付
近候ニ付而御所々罷出
右ニ付而ニ付候一件〇
右御用ニ付而以来ニ而
之者ニ而右近候ニ而
罷出候

秀品次男
山中右門

右

九條殿御家来ニ而御猶身
御取立ニ而非蔵人被仰付候
旨ニ而候段届ニ而候
之

十二月廿七日

土山淡路守
村田ニ而様

川

一傳奏衆ゟ御觸書ニ而
来ル通
口状之覚
御洞御遊之　御所
御安鎮　座主宮様
御勤修ニ付来ル廿二日ゟ被
遊候間
雑掌白洲ゟ入之候向申ま
差出可用之事
一右ニ付誰上ル物ハ清水ニ而猶
清書之可申付候猶
致事
御洞御遊之　御所ゟ
差出可用之事
右之段被仰出候事
入ル所ハ傳奏ニ付此段ニ
可被仰申　以上ゟ遠江
以上
十月廿日　傳奏
雑掌

土御門両殿
迄之覚書寄様へ猶届書
御届之通相済候以上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十下

一 今日陽明殿より被下候拝領
　之ハ御装束ニ付来年
　御役被仰付候御装束
　之ハ元服ノ節用之ニ
　之由中ニ合候ニ付而
　左ニ通ス事なり

冠　皆具
狩衣
単
表袴
赤大口
浅
朱傘
長柄傘
布衣
素襖
白丁
市女笠
石帯
太刀

但白布袋入
（布衣冠之素物ニ而候元服
素襖之儀ハ元服之節用
弐人宛
同断
沓履之用之
無平緒

右附属之品々
陽明家御座候
那ノ中事
閑院
拝借人無
右附属之品々拝借不致候
用ニ不申
指貫
其外衣装品用ニ而候事

一 綾小路町下ル所
関 和泉守

一″候所丸太町下ル所　洞ゝ和尚ニ
右之趣申付ル

十二日
一先月廿八日之通相願候ニ付
良衆より返ス

十三日
一右ハ大谷ゟ出ス様申出
武部より返ス

十五日
一仙洞御所御鎮守稲荷
月廿五日　小御所御修理ニ付
御上り候ニ付江戸へ
来所常御殿之例相用候
平胡籙相用候ニ付
伺済之上　従御所多連
材木鍵ニ付候
同様之儀ニ付
石平被相伺候
十六日稲荷社御参勤

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

十四日 御届

一 此度御猶被仰付候ニ付夜数

之儀申上候

右相済申上候事

十六日

一 備後殿ゟ御書付出来

如左

口状之覚

当職之通石井大炊頭ゟ

申来候ニ付存候間御届

申入候ゟ越後守様付

如此御座候右之段申上候

右之趣御達申上候以上

十二月十六日 越後

藤

土岐殿御当役

右之書付差出し候庄掛

御通し可被下以上

此節御寄之趣ニ有之

候御取扱御承知ニ付

当番之儀ニ付候ニ付

御当番有之候ニ付

御役所有之候ニ付

右申談候者共

御当番有之候

寄合ニ御取扱

御吟味之上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十九日
一来年四月上旬
御用絵師　豊之丞
中納言殿奉行柳原
頭弁殿ゟ申渡書付出ス

奉願口上書
御用絵師来年四月下旬
御法会ニ付　絵師一統
奉恐悦候依之鶴亀并中将代
女将代共ニ於紫宸殿仰間ニ而
絵師共ニ勤仕候ニ付被仰付
中将代女将代ニ入念勤仕
先例之通ニ被仰付度奉存候
御用絵師共ニ御用相勤
候ニ付何卒以御憐愍ニ
絵師共ニ被仰付候様奉願候
之段宜御沙汰被下度奉存候

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』 請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一 ［illegible］左大将殿
同 廣橋右大将殿
同 廣橋大納言殿
坊城中納言殿

同
一 従六位下 水口舞姫成清男
左近衛府生 身人部清重 十一才
同
一 従六位下 中三番樂師秀昌猶男
右近衛府生 山中大江榮全 ニケ又ケ 十一才
右山中刑部家清水迄
右両人之
宣下之事御礼入来

同
一 武家伝 奏葉室大納言殿
就［illegible］法会［illegible］
［illegible］書［illegible］之
［illegible］御［illegible］
［illegible］
御［illegible］
半年［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
上［illegible］

一　三宅丹波守ゟ書付、牧野越前守へ
御用御座候ニ付、来ル
廿日中来候様可申入旨
以手紙申達候、以後
三宅丹波守殿ゟ三附士
へ申来ル、右上ニ六ツ時
御座候ニ付、申達候
以上

一　私儀今般御當番ニ付
御玉串勤番之儀
申上候、然処其御方
其御用番之儀申越
東様御差支ニ付候
御當番ゟ之、私勤番
候之節申越候趣
相違無之候

寅
十二月廿日　三宅丹波守書

一　廿日
服部三宅丹波守ゟ書付出候
来ル廿八日御語候ニ付
御殿ゟ御達之

十二月廿一日
一　婦中殿ゟ申来候
手紙ゟ之

十二月廿一日
一姉小路殿於奥ニ而御
暇被下候

三宅右近将監養子ニ無據儀
之節ニ付ニ而ハ文病気ニ付立
退役右近将監養子ニ罷出候
候得共申上候御目見ニ而ニ無據
候得共私儀御下ケ被下候様ニ而
者養子ニ被召出ニ付候
之儀御断申上候ニ付被下候事
右之御奥大将ゟ被下候
自今御役方一統右様之
養子被為成下候儀無之
猶以御ゟ之吟味御取計
可致事
寅
十二月
右ハ此御中年寄ゟ姉小路殿
ゟ御渡ニ付毛右之通被申上
中御用番ゟ御同所
向ニ付ハ以書付申上
候ニ付申達候此御取成
可申上取計下ケ候
主殿頭殿ゟ一昨夜

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十二月廿九日

右御書本田□□郎

一 同日

右書付等九少尼

山中 玄蕃権助 秀品

山中 右将監 玄蕃権助 秀品嫡男ニシテ 大江榮全

寶暦十庚辰年七月八日 出生

明和七庚寅年十二月五日

九條家御家禮

御随身御取立別家ニ

蒙仰候事　十一歳

同年同月十九日叙從五位下

同日 為左近衛府生

右之通小奉書四ツ折ニ

認来ル

一 右将監武辰

右之用新調洱玉垂浮

線綾指貫地一領山中

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

明和八辛卯年

正月三日

一 旧臘廿二日和郷出来候
水口清音ヶ滝ん

六日
一 院御所白馬
御覧ニ付
院御所様為御入来被遊候
但御ゝ気る
院御所ニ而其外茂出
中務様御相伴ニ御座候
御酒出候ニ而御座候
此御座候ニ付御伺候
其外

八日
一 院御所様御機嫌ニ付
水口御清故障ニ付
旧臘御願申候ニ付中
上ヶ置候ニ付此方ニ而御座候
其人数ニ而為御座候
申也

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

但板一枚宛差添出ス
月見之儀ニ付
檀紙二枚ツヽ二ツ折ニ而
ニ而大判ニ而半ニ而差出ス

十六日
一御所方中宮様始名筆認
[illegible]御[illegible]有之候ニ付[illegible]
[illegible]出来候ニ付[illegible]
[illegible][illegible]
[illegible][illegible]

一〃
一御所様
中将代　村雲主計頭　近信
少将代　水口能登守　盛[illegible]
右之者共儀之節一人
[illegible]
[illegible]
[illegible]
入申候

一〃
一所司代
[illegible]
[illegible]
[illegible]

十七日
一備書記　白
館書
来儀

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 御膳方 御用部屋ニ付御祝儀有之
にて来ル十日ニ御所へ相廻し
諸事役人江一人宛
御道具之儀一統
に付候ハ、右之通ニ
相心得可申事

十七日
一 傳奏衆より御書付
来兆
口状之覚
来ル廿日
細川様 御移徙ニ付
当日御用ニ付
臨幸ニて御臺所清堂
出入之者ハ当日御所御殿
被仰付有之候ハ、相達
右之者之衣服
之者共 御扶持候儀ニ
物共ニ為其八日出来
可廻為出入之日
入へき事 為伝ニ而付加候
御清仲間中へ不洩様
可相達候事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用